

高槻市こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施要綱

（目的）

第1条 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設を見据え、試行的事業を実施する。

（事業の実施主体）

第2条 この事業の実施主体は市とする。なお、市は事業の全部又は一部について、適切に事業を実施できると認められた者（以下「委託等先」という。）に委託等することができる。この場合において、市は委託等先との連携を密にし、事業に取り組むとともに、委託等先から定期的な報告を求めるものとする。

（事業の実施方法）

第3条 事業の実施方法等は以下のとおりとする。

（1）対象となるこども

高槻市民で、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設等に通っていない0歳6か月から満3歳未満（ただし、令和5年度保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的預かりモデル事業を実施し、その提供内容を維持するために必要な支出が、委託料等と保護者負担の合計を上回る等、特に必要な場合に限り「3歳となった年度の末日まで」）のこどもとする。

障がい児を受け入れる施設において、当該障がい児が利用した場合に職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置する場合には、第3条（7）⑤に定める加算（「障がい児加算」という。）を適用する。なお、障がい児とは、療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の何れかの交付を受けている、または特別児童扶養手当の対象となっている、若しくは医師により手帳等と同等の障がいや遅れがあると診断されたものとする。

（2）実施場所

市内の保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点内または当該施設と連携して運営が可能な近接施設とする。

（3）事業内容

以下の①から③を実施するものとする。

① 利用方法と実施方法

利用方法については、定期利用もしくは自由利用又は定期利用と自由利用の組み合わせ等選択して実施することとして差し支えない。また、実施方法については、原則、一般型（専用室独立実施）とする。ただし、市と事前協議の上、特に必要と認められる場合は

この限りでない。

ア 市は事業を実施する事業所を決定するとともに、管内の対象となるこどもを確認する。なお、利用者募集、利用申請及び決定の手続きは事業所が行う。

事業所は、利用申請があった場合、当該申請者について市へ報告し、対象となるこどもであるか確認する。

イ 市から委託等先への委託料等の支払いにおいて、対象となるこども1人1月当たりの利用時間は10時間を上限とする。

利用時間管理は月ごとに行う。なお、当該時間数は当月のみ有効であり、前月及び翌月分の使用はできないこととする。

事業所は、市に対して利用状況の報告を行う。その場合は令和7年度にこども家庭庁が開発するシステムの導入を考慮し、次にあげる項目について報告を行うこと。

(ア) 事業所名

(イ) 保護者氏名、こどもの氏名

(ウ) こどもの年齢（ 歳 か月）

(エ) 住所

(オ) 連絡先

(カ) 利用時間

ウ 事業所は、利用可能枠、開所の日数・時間に関しては、ニーズや受入体制を鑑み適切に設定すること。

エ 親子通園は、慣れるまで時間がかかるこどもへの対応として有効であり、また、利用が初めての場合は初回に親子通園を取り入れることで親子の様子を見ることができ、事前面談の代わりにともなるという観点からも、親子にとっても保育者にとっても安心につながることから、可能とする。この場合において、親子通園が長期間続く状態にならないようにすることや、利用の条件とならないように留意すること。ただし、対象となるこどもやその保護者の状況を踏まえ、親子通園が必要と考えられる場合はこの限りでない。

オ 本事業を実施する事業所の状況を踏まえ、配慮が必要なこどもやその保護者（ひとり親家庭、生活保護世帯、虐待またはDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合、こどもが障がいや有する場合、その他保護者や兄弟姉妹の疾病・障がいの状況を考慮する場合を想定）が当該事業を円滑に利用できるよう配慮を行う。

カ 事業所は、利用可能枠の範囲において利用の申し込みがあった場合には、当該こどもの受け入れをしなければならない。ただし、職員配置及び事業所の機能等の正当な理由により事業の提供が困難である場合には、その具体的な理由とともに市へ報告しなければならない。

キ 事業所は、集団におけるこどもの育ちに着目した支援計画を必要に応じて作成し、日々の保育の状況を記録する。

ク 事業所は、対象となる子どもを養育する保護者に対して必要に応じて面談や子育てのアドバイスをを行うほか、実際に目の前で育児の様子を見てもらう機会を設ける。

ケ 事業所が、利用中に配慮が必要であると確認した家庭については、市に報告するとともに、市と協力し、関係機関との連携に努めること。

② 検証

本事業は本格実施を見据えた試行的事業であるため、事業の利用状況、効果や課題、利用者や保育者の声などについて情報収集を行うこと。また、子ども家庭庁が、定期的に本事業に係るアンケート調査を行うことが想定されているため、積極的に協力を行うこと。

③ 実績報告

事業所は、本事業の実績等について市に報告すること。また、中間的に状況の報告を求められた場合はこれに対応すること。

(4) 設備基準及び保育の内容

ア 利用児童数が利用定員総数に満たない、保育所、認定子ども園において実施する場合「一時預かり事業の実施について（平成 27 年 7 月 17 日付け 27 文科初第 238 号・雇児発 0717 第 11 号通知）（以下「実施通知」という。）」4（4）③に定める基準等（以下「余裕活用型基準」という。）を遵守すること。

イ ア以外の保育所、認定子ども園、幼稚園、地域子育て支援拠点において実施する場合実施通知 4（1）③に定める基準を遵守すること。

(5) 職員の配置

ア 利用児童数が利用定員総数に満たない、保育所、認定子ども園において実施する場合余裕活用型基準を遵守すること。

イ ア以外の保育所、認定子ども園、幼稚園、地域子育て支援拠点において実施する場合実施通知 4（1）④に定める基準を遵守すること。

(6) 研修

① 保育士以外の保育従事者の配置は以下の研修を修了した者とする。

ア 「子育て支援員研修事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日雇児発 0521 第 18 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の 5（3）アに定める基本研修及び 5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者。

イ 子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」（平成 21 年 10 月 30 日雇児発 1030 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「家庭的保育事業ガイドラインの別添 1 の 1 に定める基礎研修と同等の研修を修了した者。ただし、令和 7 年 3 月 31 日までの間に修了した者とする。

② ①にあわせ、本事業における、意義・目的・仕組みについて理解できるよう、研修の科目構成に配慮すること。

③ ①②の研修は、委託等先の管理者も受講をすること。ただし、同等の知識及び経験を

有すると市が認める場合は、この限りでない。

(7) 留意事項

- ① 保育中に事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について（令和5年12月14日付こ成安第142号・5教参学第30号通知）」に従い、速やかに報告すること。
- ② 利用当日に、通園がない場合には、対象こどもの状況を確認すること。特に要支援家庭等のこどもの利用がない場合には、関係機関と情報共有し、適切に対応すること。
- ③ 対象こどもの家庭において不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有するとともに、協働対応による相談支援を行うなど、適切な支援を行うこと。
- ④ 給食等の提供については、事業所の判断とするが、利用者に対応状況がわかるよう周知を行うとともに、提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応など、適切な実施に留意すること
- ⑤ 市から委託等先への委託料等の支払いにおいて、第3条(3)①に掲げる事業に要する経費について支出する金額は、こども1人1時間当たり850円とし、第3条(1)に定める障がい児を受け入れる場合は、こども1人1時間当たり400円を加算する。なお、当日のキャンセルについては、委託料等の支払いの対象とすることも可能とする。ただし、委託料等の対象とする場合は、予定していた利用者の利用可能時間についても、委託料等の対象とする時間数について利用したものとみなし、利用の処理を行うこと。
市及び事業所は、委託料等の支払いの根拠資料を事業実施後5年間保存すること。
- ⑥ 事業実施に当たっては、市やこども家庭庁が発出する関係法令・通知等を参考にして実施を行うこと。
- ⑦ 対象となるこどもの家庭に対して当該事業の意義や目的、仕組みについて十分に周知を行うこと。

(個人情報の保護)

第4条 事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

(保護者負担)

第5条 第3条(3)①に掲げる事業に要する経費の一部について、対象となるこども1人1時間当たり300円程度を標準とし、各事業所において設定した額を保護者負担とすることができる。ただし、業務委託料又は別の収入がある場合は、当該収入を超えて要する費用に限る。

(その他)

第6条 この要綱に定めるものの他、この要綱の施行に関し必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月29日から施行する。